

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約条件に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和6年11月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の内容	介護保険関係事務とは、介護保険法及び旭川市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定等及び保険給付等に関する次の事務を行う。（「特定個人情報等の流れ」参照） 1 被保険者の介護保険資格管理に関する事務 (1) 転入により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (2) 65歳年齢到達により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (3) 申請により第2号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (4) 転出、死亡等により被保険者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。 (5) 適用除外該当により被保険者でなくなる者の管理を行う。 (6) 資格得喪記録の履歴管理を行う。 (7) 被保険者証の発行を行う。 (8) 資格者証の発行を行う。 (9) 当保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 (10) 他保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 (1) 前年度の所得情報を基に仮徴収額の計算を行い、仮徴収保険料額を決定する。 (2) 今年度の所得情報を基に保険料額の計算を行い、保険料額を決定する。 (3) 年金保険者から保険料額を天引きするため、特徴回付情報の作成を行う。 (4) 保険料減免・徴収猶予の申請を受付、決定を行う。 (5) 所得照会文書の発行を行う。 (6) 年金保険者からの特別徴収実績情報より収納消込を行う。 (7) 納付済通知書（納付書）より収納消込を行う。 (8) 過誤納対象者の過誤納額を確認し、還付・充当処理を行う。 (9) 未納者に対し、督促・催告を行う。 (10) 時効対象者の抽出し、不納欠損の決定を行う。 (11) 滞納分に対して、次年度への繰越処理を行う。 3 受給者管理に関する事務 (1) 要介護認定（新規、更新、変更等）に関する申請内容の入力を行う。 (2) 要介護認定申請を受付した者に対して、訪問調査を実施し、調査結果情報を管理する。 (3) 要介護認定申請を受付した者に対して、医療調査を実施し、主治医意見書情報を管理する。 (4) 要介護認定の一次判定を行う。 (5) 認定審査会を開催し、要介護認定の判定を行う。 (6) 他自治体で認定者が転入してきた場合の認定登録を行う。 (7) 認定有効期限切れになる対象者に更新申請の案内を行う。 (8) 要介護認定者（第1号被保険者）の滞納状況を確認し、支払方法の変更、給付の差止を行う。 (9) 医療保険者より給付制限依頼のあった要介護認定者（第2号被保険者）の一時差止処分の入力を行う。 (10) 介護給付額減額及び高額介護サービス費支給停止の処理を行う。 (11) 災害等の受給者の一割負担金額の減額免除を行う。 (12) 特定入所者認定に関する申請の受付を行い、受給要件の判定後を認定証を発行する。 (13) 要介護認定を申請した者に対して、負担割合を判定し、負担割合証を発行する。 4 給付管理に関する事務 (1) 被保険者より申請受付した居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等の登録・変更を行う。 (2) 国保連合会からの審査済給付実績情報を受領する。 (3) 国保連合会からの審査済給付管理票情報を受領する。 (4) 被保険者からの福祉用具、住宅改修費、特定入所者介護サービス費、介護保険居宅宅介護サービス費等の償還払いの支給申請を受付け、申請内容を判定し、給付費の支払を行う。 (5) 被保険者からの高額介護サービス費の支給申請を受付け、申請内容を判定し、高額介護サービス費の支払を行う。 (6) 国保連合会に審査支払のための情報提供（受給者台帳）を行う。 (7) 高額医療合算介護サービス費の支給申請を受付け、自己負担額証明書を発行する。 (8) 医療保険者から受領する支給額計算結果連絡票情報より、支給（不支給）の判定を行い、高額医療合算介護サービス費の支払を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	GPRIME介護保険システム
②システムの機能	1 資格管理 (1) 被保険者資格の取得、喪失管理 (2) 被保険者証および資格者証の交付と回収 (3) 適用除外者の管理 (4) 住所地特例適用者の管理 (5) 他法受給情報の管理(生活保護／老齢福祉年金) 2 賦課管理 (1) 賦課算定 (2) 所得の把握 (3) 特別徴収 (4) 保険料の減免・減額 3 収納管理 (1) 収納管理 (2) 過誤納管理 (3) 滞納管理 (4) 時効管理 4 受給管理 (1) 要介護認定の申請管理 (2) 認定(決定) (3) 利用者負担の軽減の管理 (4) 利用者負担割合の管理 (5) 利用者負担割合の管理 5 給付管理 (1) ケアプランの管理 (2) 受給者台帳の管理 (3) 給付実績の管理 (4) 福祉用具購入費・住宅改修費、特定入所者介護サービス費、介護保険居宅サービス費等の償還払いの管理 (5) 高額介護サービス費の管理 (6) 高額医療合算介護サービス費の管理 6 その他 (1) 報告資料等の作成機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム 要介護認定業務支援システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタシステム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	介護保険要介護認定業務支援システムALWAYSJ
②システムの機能	1 認定情報 要介護認定結果を介護保険事務処理システムへ提供 (1) 保険者番号, 被保険者番号, 一次判定日, 一次判定結果, 二次判定日, 二次判定結果, 主治医意見, 認定申請日, 通知区分, 通知理由, 認定有効期間開始日, 認定有効期間終了日 2 申請情報 申請受付情報を介護保険事務処理システムから受領 (1) 認定申請日, 認定申請者氏名, 認定申請者住所, 認定申請者電話番号, 申請代行種別, 保険者番号, 被保険者番号, 被保険者氏名, 被保険者カナ氏名, 生年月日, 性別, 郵便番号, 住所, 方書, 被保険者電話番号, 申請区分, 前回認定要介護度, 前回認定有効期間開始日, 前回認定有効期間終了日, 市外サイン, 介護保険施設コード, 主治医コード, 主治医医療機関, 2号医療保険者名, 2号医療保険名, 特定疾病コード, 新要介護認定適用コード
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 介護保険事務処理システム ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバコネクタシステム
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理 (1) 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 (2) 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 (3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携, オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ CSコネクタ ）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	① 符号管理機能:情報照会, 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③ 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び介護保険事務処理システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバコネクタシステム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
介護保険関係情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）別表第100項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁，総務省令第9号）第2条の表第2，3，7，11，15，42，56，65，69，80，83，86，87，108，115，125，128，131，132，144，161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁，総務省令第9号）第2条の表第131項，132項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁，総務省令第9号）第133条，134条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	旭川市福祉保険部介護保険課	
②所属長の役職名	介護保険課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	- 介護保険被保険者：第1号被保険者である65歳以上の者(年齢到達予定者を含む)及び第2号被保険者である40歳以上65歳未満の医療保険加入者のうち、本人申請に基づき被保険者証が交付されている者。また、資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む。 - 世帯員：介護保険被保険者と同一の世帯に属する者
その必要性	- 介護保険被保険者の資格管理事務等の介護保険関係情報の管理を行うために必要。 - 世帯員は、被保険者の保険料の算定及び給付費の支給判定を行うために必要。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	- 識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) - 連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) - その他住民票関係情報 - 業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	- 個人番号：対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 - その他識別情報(内部番号)：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記)。 - 基本4情報：被保険者証の印刷等、介護保険関係情報の管理のために保有する。 - 地方税関係情報：利用者負担、保険料賦課額を判定するために保有する。 - 医療保険関係情報：要介護認定申請時に必要となる被保険者の医療保険情報、介護保険給付費適正化のために保有する。 - 生活保護・社会福祉関係情報：被保険者資格、利用者負担段階、保険料段階を判定するために保有する。 - 介護・高齢者福祉関係情報：当事務を運用するための介護保険情報等を保有する。 - 年金関係情報：利用者負担、保険料賦課額を判定するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	旭川市福祉保険部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 住民基本台帳, 課税台帳所管課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 生活保護情報, 年金特別徴収情報 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 住所地特例者 ） ☐ 民間事業者 （ 住所地特例対象者 ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 宛名システム, 中間サーバーコネクタシステム ）
③使用目的 ※		・ 被保険者および世帯構成員に関する特定個人情報を効率よく検索および管理するために使用する(番号法第9条第1項)
④使用の主体	使用部署	介護保険課、支所(神居, 江丹別, 永山, 東旭川, 神楽, 西神楽, 東鷹栖, 東部まちづくりセンター)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・ 届出書等に記載された個人番号の真正性を確認するため, 当システム(新規取得の場合は, 住基システムや宛名管理システム等)にて, 届出書に記載された個人番号で検索して, 特定個人情報の確認を行う。 ・ 税情報等, 他の特定個人情報を参照する際に, 副次的な突合キーとして個人番号を使用する。 ※ ただし, 当システムは介護保険課だけに設置されており, 支所は申請書等(紙)の受付のみ。
	情報の突合	・ 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を確保する。
⑥使用開始日		平成28年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		GPRIME介護保険システムに係る管理業務
①委託内容		1 当システムで行う管理業務 (1) 資格に係る処理 (2) 賦課・収納に係る処理 (3) 受給者に係る処理 (4) 給付に係る処理
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社北海道支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による承諾願による。
	⑥再委託事項	本委託業務に関する現地運用支援に関する対応部分。
委託事項2～5		
委託事項2		バックアップ媒体遠隔地保管(委託事項一部非公表)
①委託内容		災害等によるデータの滅失に備えたバックアップデータの保管
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		非公開
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		帳票印刷業務
①委託内容		市民向け大量帳票の印刷及び封入・封緘
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社恵和ビジネス
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜紙媒体の保管＞ ・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管（保存及び廃棄）を行う。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[宛名管理システム]

宛名番号、自治省コード、大字コード、番地、号1、号2、枝番1、枝番2、枝番3、郵便番号、氏名カナ、氏名漢字、方書漢字、個人番号、更新日、更新時刻

1 資格管理機能

- (1) 資格情報 宛名番号、被保険者番号、被保険者種別、取得事由、取得年月日、取得届出年月日、取得届出者区分、喪失事由、喪失年月日、喪失届出年月日、喪失届出者区分、証種別、証交付事由、証交付年月日、証交付場所、証回收事由、証回收年月日、証有効期限日、更新日、更新時刻
- (2) 適用除外 宛名番号、適用除外該当事由、適用除外該当年月日、適用除外該当届出年月日、適用除外非該当事由、適用除外非該当年月日、適用除外非該当届出年月日、適用除外施設コード、更新日付、更新時刻
- (3) 医療保険加入情報 宛名番号、医療保険者番号、医療保険記号番号、医療保険加入年月日、医療保険脱退年月日、医療保険証有効期限日、医療保険本人扶養区分、更新日付、更新時刻
- (4) 生活保護情報 宛名番号、生活保護開始事由、生活保護開始年月日、生活保護廃止事由、生活保護廃止年月日、生活保護実施機関コード、生活保護代理納付、更新日付、更新時刻
- (5) 老齢福祉年金情報 宛名番号、老齢福祉年金受給開始事由、老齢福祉年金受給開始年月日、老齢福祉年金受給停止事由、老齢福祉年金受給停止年月日、更新日付、更新時刻
- (6) 公費負担医療情報 宛名番号、公費負担医療区分、公費負担医療開始事由、公費負担医療開始年月日、公費負担医療終了事由、公費負担医療終了年月日、更新日付、更新時刻
- (7) 住所地特例者情報 宛名番号、住所地特例適用事由、住所地特例適用年月日、住所地特例適用届出年月日、住所地特例施設入所年月日、住所地特例適用解除事由、住所地特例適用解除年月日、住所地特例適用解除届出年月日、住所地特例施設退所年月日、住所地特例施設コード、更新日付、更新時刻
- (8) 他市町村住所地特例者情報 宛名番号、他市町村住所地特例該当事由、他市町村住所地特例該当年月日、他市町村住所地特例該当届出年月日、他市町村住所地特例施設入所年月日、他市町村住所地特例非該当事由、他市町村住所地特例非該当年月日、他市町村住所地特例非該当届出年月日、他市町村住所地特例施設退所年月日、他市町村住所地特例施設コード、他市町村住所地特例保険者番号、他市町村住所地特例被保険者番号、更新日付、更新時刻
- (9) 送付先情報 宛名番号、登録日、送付先・郵便番号、送付先・カナ氏名、送付先・氏名、送付先・住所、送付先・方書、更新日、更新時刻
- (10) 住登外情報 宛名番号、世帯番号、登録日、性別、生年月日、続柄、国籍コード、自治省コード、郵便番号、電話番号、カナ氏名、漢字氏名、漢字住所、漢字方書、個人番号、更新日、更新時刻
- (11) 世帯員情報 世帯番号、宛名番号、加入事由、加入年月日、加入届出日、離脱事由、離脱年月日、離脱届出日、更新日、更新時刻

2 保険料管理機能

- (1) 保険料賦課情報 被保険者番号、相当年度、宛名番号、基準判定所得額、算出保険料、減免区分、減免事由、減免率、減免申請年月日、減免決定年月日、減免開始年月、減免終了年月、減免額、保険料額、特徴中止事由、特徴中止年月日、特徴分保険料、特徴仮算分(内)、普徴開始事由、普徴開始年月、普徴分保険料、普徴仮算分(内)、生活保護最新事由、生活保護適用年月、老齢福祉年金最新事由、老齢福祉年金適用年月、特徴開始年月、前年度所得段階、前年度段階基準額、賦課事由、賦課決定日、更新日付、更新時刻
- (2) 保険料賦課期別情報 被保険者番号、相当年度、賦課年度、徴収区分、所得段階区分、仮徴収分保険料額、仮徴収分発付区分、仮徴収分発付年月日、本徴収分保険料額、本徴収分発付区分、本徴収分発付年月日、保険料額、保険料額(決定額)、賦課決定事由、賦課決定日、更新日付、更新時刻
- (3) 保険料収納情報 被保険者番号、宛名番号、賦課年度、相当年度、徴収区分、期別、会計年度、更正回数、収入回数、調定保険料額、調定延滞金額、調定延滞金減免額、調定督促手数料、保険料収入、延滞金収入、督促手数料収入、納期限、還付未済保険料額、還付未済延滞金額、還付未済督促手数料、還付済保険料額、還付済延滞金額、還付済督促手数料、領収日、収入日、納通発付区分、納通発付年月日、督促発付区分、督促発付年月日、催告発付区分、催告発付回数、催告発付年月日、時効起算日、時効停止期間累計日数、時効成立日、不納欠損理由、不納欠損決定保険料額、不納欠損決定延滞金額、決算当初調定額(滞繰額)、決算保険料更正額、決算保険料現年度収入額、処分情報、督促発付停止、催促発付停止、更新日付、更新時刻
- (4) 保険料収入履歴情報 被保険者番号、賦課年度、相当年度、徴収区分、収入回数、期別、会計年度、収入種別、領収年月日、収入年月日、保険料収入、延滞金収入、督促手数料収入、簿冊番号、簿冊連番、年金保険者、銀行コード、本支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)、元納付回数、還付済保険料額、還付済延滞金額、還付済督促手数料、充当済保険料額、充当済延滞金額、充当済督促手数料、科目コード、更新日付、更新時刻
- (5) 保険料還付情報 被保険者番号、還付処理番号、還付処理区分、賦課年度、相当年度、徴収区分、収入回数、期別、還付元保険料収入、還付元延滞金収入、還付元督促手数料、還付元発生回数、領収年月日、起算日、還付加算金保険料収入、還付加算金延滞金収入、還付加算金督促手数料、充当(元・先)保険料収入、充当(元・先)延滞金収入、充当(元・先)督促手数料、充当(元・先)発生回数、日数、支払方法、過誤納発生日、過誤納区分、科目コード、決済日、支出日、通知書出力日、還付済年月日、還付済区分、調定時保険料、調定時延滞金、調定時督促手数料、保険料収入、延滞金収入、督促手数料、宛名番号、銀行コード、本支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、更新日付、更新時刻
- (6) 保険料充当情報 被保険者番号、充当処理番号、充当処理区分、賦課年度、相当年度、徴収区分、収入回数、期別、保険料収入、延滞金収入、督促手数料、還付加算金保険料収入、還付加算金延滞金収入、還付加算金督促手数料、充当(元)被保険者番号、充当(元)賦課年度、充当(元)相当年度、充当(元)徴収区分、充当(元)連番、充当(元)収入回数、過誤納発生日、過誤納区分、科目コード、決算日、日数、充当通知日、支出年月日、処理年月日、調定額保険料、調定額延滞金、調定額督促手数料、収入額保険料収入、収入額延滞金収入、収入額督促手数料、領収年月日、宛名番号、更新日付、更新時刻
- (7) 分納情報 被保険者番号、誓約番号、申請年月日、誓約年月日、納付開始年月日、納付日、本日支払額、誓約保険金額、誓約延滞金額、期別数、延滞金区分、終了年月日、回数、順位、賦課年度、相当年度、徴収区分、期別、納付予定日、納付予定保険料額、納付予定延滞金額、誓約保険金額、誓約延滞金額、保険料納付済み、延滞金納付済み、延滞金後納、更新日、更新時刻
- (8) 納付原簿情報 被保険者番号、宛名番号、賦課年度、相当年度、特別徴収賦課額、特別徴収納付済額、普通徴収賦課額、普通徴収納付済額、処分停止該当、消滅時効該当、徴収区分、期別、賦課額、納付済額、処分停止該当、消滅時効該当、納期限、領収日、更新日付、更新時刻

- (9) 不納欠損情報 被保険者番号、賦課年度、担当年度、徴収区分、期別、保険料額、延滞金、保険料収入額、延滞金収入額、時効起算日、停止期間累計日数、時効成立予定日、決定理由、滞納原因、不納欠損決定年度、不納欠損決定年月日、不納欠損決定保険料額、不納欠損決定延滞金、更新日付、更新時刻
- (10) 年金特別徴収情報 被保険者番号、相当年度、基礎年金番号、基礎年金番号CD、徴収区分、所得段階、回付先情報市区町村、回付先情報取扱機関、回付先情報年金保険者、回付先情報年金種別、特徴対象通知日、特別徴収中止事由、特別徴収中止年月日、普徴開始年月、徴収実績、特別徴収依頼仮徴収金額、特別徴収依頼変更事由、特別徴収依頼仮徴収依頼額①、特別徴収依頼仮徴収依頼額②、特別徴収依頼本徴収額、特別徴収依頼支払回数割①、特別徴収依頼支払回数割②、翌年度引継額、宛名番号、特徴開始年月、回付年月、通知種別、依頼事由、依頼情報(市→庁): 依頼年月日、依頼金額、依頼情報(庁→市): 通知事由、依頼情報(庁→市): 通知年月日、通知結果、回付情報のデータレコード、更新日付、更新時刻
- (11) 年金特別徴収対象者情報 被保険者番号、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、各種年月日、金額1、金額2、金額3、共済年金証書記号番号、更新日付、更新時刻
- (12) 所得情報 宛名番号、相当年度、給与収入、年金収入、給与所得、営業所得、農業所得、その他事業所得、雑所得(年金)、その他所得、総所得合計、分離短期控除前、分離長期控除前、他の譲渡所得、山林所得、退職所得、合計所得、所得区分、申告区分、課税コード、経過措置フラグ、更新日付、更新時刻
- 3 受給者管理機能
- (1) 申請情報 被保険者番号、医療保険被保険者番号、認定申請日、認定申請受理日、認定申請事由、認定申請届出者区分、サービス種類指定変更申請理由、サービス種類指定変更非該当理由、前保険者番号、前住所自治体コード、申請者氏名(カナ)、申請者氏名(漢字)、申請届出者住所、申請者電話番号、申請受付通知日、依頼書提出期日、主治医医療機関、主治医医師、訪問調査依頼日、訪問調査実施期限、訪問調査実施機関、訪問調査実施調査員、訪問調査実施日、医療調査依頼日、医療調査実施期限、医療調査実施機関、医療調査実施医師、医療調査実施日、特定疾病区分、疾病区分、一次判定実施日、一次判定要介護度、二次判定依頼日、二次判定日、二次判定要介護度、認定申請非該当理由、認定申請月数、認定有効開始日、認定有効終了日、居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額管理開始日、居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額管理終了日、居宅・旧訪問通所区分支給限度基準額、旧短期入所区分支給限度基準額管理開始日、旧短期入所区分支給限度基準額管理終了日、旧短期入所区分支給限度基準額(日数)、旧拡大短期入所区分支給限度基準額決定日、旧拡大短期入所区分支給限度基準額(日数)、留意事項、指定サービス種類、指定サービス点数、利用開始日、認定通知日、認定日、認定申請取下事由、申請取下げ日、認定取消事由、認定処理予定日、認定処理延期理由、遅延通知日、申請宛名番号、老健市町村番号、老健受給者番号、更新申請の延期通知省略同意、更新日付、更新時刻
- (2) 給付制限情報 被保険者番号、開始依頼受付日、滞納保険料開始日、滞納保険料終了日、滞納保険料額、弁明機会の通知日、予告通知発行日、弁明書提出期限、弁明書受付日、弁明内容、償還払い開始日、償還払い終了日、償還払い解除事由、償還払い処分通知発行日、償還払い解除申請日、償還払い解除通知期日、差止め開始日、差止め開始依頼書受付日、差止め終了日、差止め解除事由、差止め終了依頼書受付日、差止め処分通知発行日、差止め解除申請日、解除処分日、一時差止区分コード、保険給付支払の一時差止金額、減額処理日、徴収権消滅期間、給付額減額期間、処分開始年月日、処分終了年月日、保険料納付済期間、対象徴収権消滅期間開始日、対象徴収権消滅期間終了日、通知日、給付額減額停止発生事由、発生期間開始日、発生期間終了日、停止期間開始日、停止期間終了日、更新日付、更新時刻
- (3) 施設入所情報 宛名番号、施設コード、入所日、入所事由、退所日、退所事由、更新日付、更新時刻
- (4) 減免・軽減情報 被保険者番号、減免申請日、減免申請事由、減免決定日、減免申請結果、減免申請非該当理由、減免開始日、減免終了日、標準負担額、給付率、認定証発布日、認定証有効期限、身体障害者手帳等級、特別対策給付率、特別対策区分、公費受給者番号、公費負担者番号、減額割合、確認番号、認定証発布日、更新日、更新時刻
- (5) 特定入所者情報 被保険者番号、特定入所区分、特定入所申請日、特定入所申請事由、入所する居室の種別、特定入所決定日、特定入所申請結果、特定入所申請非該当理由、課税層の特例減額措置対象、特定入所適用開始日、特定入所適用終了日、食費負担限度額、居住費(ユニット個室)負担限度額、居住費(ユニット準個室)負担限度額、居住費(従来型個室(特養))負担限度額、居住費(従来型個室(老健・療養))負担限度額、居住費(多床室)負担限度額、認定証発布日、認定証有効期限、利用者負担段階、更新日、更新時刻

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I-6-①部署	旭川市福祉保険部介護高齢課	旭川市福祉保険部介護保険課	事後	
令和2年9月1日	I-6-②所属長	介護高齢課長 天野 裕次	介護保険課長	事後	
令和2年9月1日	II-2-⑤保有開始日	平成27年10月1日予定	平成27年10月1日	事後	
令和2年9月1日	II-2-⑥事務担当部署	旭川市福祉保険部介護高齢課	旭川市福祉保険部介護保険課	事後	
令和2年9月1日	II-3-④使用の主体使用部署	介護高齢課、支所(神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、東鷹栖)	介護保険課、支所(神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、東鷹栖、東部まちづくりセンター)	事後	
令和2年9月1日	IV-2-②対応方法	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎2階) 旭川市 福祉保険部 介護高齢課 0166-25-9797	070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎2階) 旭川市 福祉保険部 介護保険課 0166-25-6485	事後	
令和3年9月1日	I-5-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月27日	I-2-①システムの名称	介護保険事務処理システム	GPRIME介護保険システム	事前	
令和5年12月27日	II-4-委託事項1-③委託先名	日本電気株式会社旭川支店	日本電気株式会社北海道支社	事前	
令和5年12月27日	II-4-委託事項1-⑥再委託事項	総括管理、全体調整、検査納品を除くシステム導入等に係る技術的部分。	本委託業務に関する現地運用支援に関する対応部分。	事前	
令和5年12月27日	II-4-委託事項3	(記述の追加)	委託事項3 帳票印刷業務 ①委託内容 市民向け大量帳票の印刷及び封入・封緘 ②委託先における取扱い数 10人未満 ③委託先名 株式会社恵和ビジネス ④再委託 再委託しない	事前	
令和5年12月27日	II-6. 特定個人情報の保管・消去	・ 介護保険事務処理システムのデータクリーニング処理を使用して、除票となった者の情報や、処理対象としない過去の情報の消去を行う。 ・ 紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜紙媒体の保管＞ ・ 紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。	事前	
令和5年12月27日	III-2. 特定個人情報の入手「リスクに対する措置の内容」に記載のシステム名称	介護保険事務処理システム	GPRIME介護保険システム	事前	
令和5年12月27日	III-3. 特定個人情報の使用「リスク2「具体的な管理方法」」に記載のシステム名称	介護保険事務処理システム	GPRIME介護保険システム	事前	
令和5年12月27日	III-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続「リスクに対する措置の内容」に記載のシステム名称	介護保険事務処理システム	GPRIME介護保険システム	事前	
令和5年12月27日	III-7. 特定個人情報の保管・消去	(記述の追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和5年12月27日	III 8監査	(記述の追加)	外部監査に○	事前	

令和5年12月27日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	(記述の追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年11月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	(特記事項の追加)	<u>介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約条件に含めることで万全を期している。</u>	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ－システム1－③	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ－システム2－①	要介護認定業務支援システム	介護保険要介護認定業務支援システム ALWAYSJ	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ－システム4－②	②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ※「5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」に記載のとおり、介護保険に関する事務では、情報照会を行わない。	②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ－4個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項 2 番号法別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの) 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)別表第100項	事後	法改正に伴う対応
令和6年11月1日	Ⅰ－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(93, 94の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第131項, 132項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第133条, 134条	事後	法改正に伴う対応
令和6年11月1日	Ⅱ－2－④－その妥当性	・医療保険関係情報:介護保険給付費適正化のために保有する。	・医療保険関係情報:要介護認定申請時に必要となる被保険者の医療保険情報、介護保険給付費適正化のために保有する。	事後	法改正に伴う対応
令和6年11月1日	Ⅱ－3－②	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ－(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(記述の追加)	[宛名管理システム] 3受給者管理機能中、(1)申請情報に「医療保険番号」を追加	事後	法改正に伴う対応

令和6年11月1日	Ⅲ－6情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) (リスクに対する措置の内容) 1 住民からの入手 ・住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名(漢字・カナ)・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。 ・住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ・本人以外より提出のあった申請等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。 2 他部署からの入手 ・庁内連携において、業務に必要な対象者に限定して情報を取得することを、介護保険システムの連携機能において、担保する。 ・対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。 3 他市町村からの入手 ・前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。 (リスクへの対策は十分か) [1 特に力を入れている]	事後	
令和6年11月1日	ⅣⅤ－2－①	〒070－8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166－25－9101	〒070－8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166－25－9101		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (1) GPRIME介護保険システムの措置 ① 対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報を、宛名システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐付けするリスクを軽減している。 ② 各業務画面から、個人番号を確認するための画面に遷移する機能によって、個人番号を確認することが可能となっており、対象者の情報を正確に確認することができる。 (2) GPRIME介護保険システムの運用における措置 ① 対象者を検索し、入力画面に対象者の個人識別情報が表示されたら、届出書等と読み合わせを行って、対象者であることの確認を行う。 ② 届出書等の内容を入力画面へ入力することが終了し、入力確定を実施後、画面の内容と届出書等の内容を照合した上で、データベースを更新する。 (3) 運用における措置 ① 届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行う。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行う。 ② 届出書等を代理人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合には委任状等により代理権の確認を行う。また、代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により代理人の身元確認を行う。さらに、本人の個人番号カード又は通知カードの写し、本人の個人番号が記載された住民票の写し・記載事項証明書又はその写し等により本人の番号確認を行う。 ③ 届出書等と合わせて、被保険者証の提示を受けることにより、被保険者の資格の確認を行う。 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 (1) GPRIME介護保険システムの措置 ① 届出書等の単位に入力画面が分かれており、必要以上の情報が入力されることのリリスクを軽減している。 ② 届出書等の種類別に、確認及びデータベース更新時に入力内容のエラーチェックを実施する機能によって、必要以上の情報が登録されることのリリスクを軽減している。 (2) GPRIME介護保険システムの運用における措置 ① 入力画面を選択する際には、届出書等をよく確認し、それに該当する処理選択肢を選択する。 ② 届出書等の内容を入力画面へ入力することが終了し、入力確定を実施した際にエラーメッセージが表示されたら、エラーメッセージの内容をよく確認し、届出書等をもとに再度、必要な事項を入力する。 (3) 運用における措置 ① 届出書等を受領する場合には、その届出等に必要な情報以上の情報の記載や書類添付が
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [特に力を入れている] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 宛名システム等における措置 (1) 宛名システム等では、個人情報を新規に登録する画面では、入力された個人番号が既に他の者に紐付けられている個人番号でないかどうかを、データベースを検索してチェックを行い、既に使用されている個人番号であればエラーメッセージを表示し、データベースへの登録が行えない機能によって、誤った対象者に個人番号を紐付けするリスクを軽減している。 (2) 宛名システム等では、対象者を検索して個人情報を更新する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報及び個人番号を、宛名システム又は住基システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に個人番号を紐付けするリスクを軽減している。 (3) 宛名システム等では、個人番号とは別に、宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、介護保険情報処理システムの業務データとは宛名番号で紐付けを行っているため、介護保険の業務に不要なデータ(対象者)に対して個人番号が紐付けされることはない。 2 宛名システム等の運用における措置 (1) 対象者の個人番号を入力した際に、エラーメッセージが表示されたら、エラーメッセージの内容をよく確認し、届出書等をもとに再度、正しい個人番号を入力する。 (2) 対象者を検索し、入力画面に対象者の個人識別情報及び個人番号が表示されたら、届出書等と読み合わせを行って、対象者であることの確認を行う。 3 CSコネクタシステムにおける措置及び団体内統合宛名システムにおける措置 (1) 個人番号利用事務以外の部門ではCSコネクタが利用できないよう、利用者登録及び認証を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 GPRIME介護保険システムの措置 (1) ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 (2) ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 (3) ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 (4) サーバー及び操作端末が接続するローカルエリアネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 2 GPRIME介護保険システムの運用における措置 (1) 異動や退職による操作権限の見直しは、異動通知が発令した後に迅速にシステム管理者が実施する。 (2) ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、人事異動等に伴うフロアレイアウト等の見直しによるファイアウォール等の設定変更は迅速に実施する。 3 運用における措置 (1) システム管理者は定期的に、ログインを実施した職員、時刻、操作内容の記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 (2) 職員向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 (3) 保有する必要がなくなった届出書等は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去を行う。 (4) 当市個人情報保護条例に情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 4 CSコネクタシステムにおける措置及び団体内統合宛名システムにおける措置 (1) ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	- データの秘密事項に関する事項 - 再委託の禁止又は制限に関する事項 - データの指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項 - データの複写及び複製の禁止に関する事項 - 検査の実施に関する事項 - 事故発生時における報告の義務に関する事項 - 上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 - 委託要員の「経歴書」、「誓約書」の提出及び監督者の選任	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	契約書で一括して他に再委託することを禁止している。やむを得ない場合、業務の一部について協議し届出を義務づけている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）						[○] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 住民からの入手 ・住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名(漢字・カナ)・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。 ・住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ・本人以外より提出のあった申請等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。 2 他部署からの入手 ・庁内連携において、業務に必要な対象者に限定して情報を取得することを、介護保険システムの連携機能において、担保する。 ・対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。 3 他市町村からの入手 前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 GPRIME介護保険システムにおける措置 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。) 3 団体内統合宛名連携システムにおける措置 (1) 団体内統合宛名連携システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 旭川市における措置

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <旭川市における措置> ・ サーバールームとデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別した専用の施錠された部屋とする。 ・ 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定し、入退室記録を取る。		

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	1 旭川市における措置 (1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定を含む研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101
②対応方法	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎2階) 旭川市 福祉保険部 介護保険課 0166-25-6485

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—